

## 栃 木 県 行 政 改 革 推 進 要 綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、本県における行政改革を推進するために必要な事項を定めるものとする。

### (行政改革大綱)

第2条 本県が取り組むべき行政改革の基本方針を定め、改革の具体的取組内容を明らかにするため、行政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定するものとする。

2 大綱に掲げた取組について、適切な推進管理を行うとともに、推進状況について、県民に公表するものとする。

### (行政改革推進本部)

第3条 大綱を策定し、これを推進するため、栃木県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部長には知事、副本部長には副知事、本部員には栃木県庁議規程（昭和45年4月1日制定）に基づく庁議を構成する者をもって充てる。

3 本部長は、大綱を推進する上で特別な事項について調査、検討等を行う必要がある場合に、検討会を置くことができる。

### (行政改革推進連絡会議)

第4条 大綱の策定及び行政改革の推進に必要な庁内の連絡及び調整を行うため、栃木県行政改革推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の座長には行政改革ICT推進課長、構成員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、連絡会議を総括し、必要に応じ会議を招集し、これを主宰する。

### (行政改革推進委員会)

第5条 大綱の策定及び推進に当たっての助言を求めるため、栃木県行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する委員15人程度をもって構成する。

3 委員の任期は知事が別に定める。

4 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により選出し、会長代理は会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、知事が招集する。

7 会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局等)

第7条 この要綱に基づく事務は、経営管理部行政改革ICT推進課が処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

総合政策課政策調整監	財政課総務主幹	人事課主幹
県民協働推進課総務主幹	保健福祉課総務主幹	
環境森林政策課総務主幹	産業政策課総務主幹	農政課総務主幹
監理課総務主幹	危機管理防災局危機管理課総務主幹	
会計局会計管理課長補佐(総括)	企業局経営企画課総務主幹	
教育委員会事務局教育政策課総務主幹	警察本部警務部警務課次長	
議会事務局総務課長補佐(総括)		
人事委員会事務局総務課長補佐(総括)		
監査委員事務局監査課長補佐(総括)		
労働委員会事務局審査調整課長補佐(総括)		